

3. 推進主体

本市の景観をより良いものにするためには、市民、事業者、市が共に、本市の景観を理解し、協力しあい、積極的に良好な景観の形成に取り組まなければなりません。

天草らしい美しい景観との「調和」を前提に、良好な景観要素の「保全」、景観阻害要因の「除去・遮へい」、「修景・美化」及び、新たな景観価値の「創造」という景観配慮の基本原則に基づく対策を推進します。

本計画の推進主体は、市民、事業者、市であることを認識し、三者がそれぞれの責務を果たすとともに、協力、連携しながら一体となって取り組んでいきます。

